

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	教育委員会	生涯学習課
指摘の内容	<p><b>財産管理関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他</li> </ul> <p>行政財産の目的外使用許可について、事務処理の遅れにより、使用許可をしていないものがあつた。(1件5か所)(福島市財務規則第216条)</p>	
講じた措置の内容	<p><b>財産管理関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他</li> </ul> <p>行政財産の目的外使用許可について、事務処理の遅れにより、使用許可をしていないものがあつた件については、行政財産使用許可申請書の提出の遅れや不備による再提出の遅れがあつたことにより事務処理が遅れていたものです。</p> <p>監査による指摘を受け、使用許可手続きを行いました。</p> <p>今後は、適切な時期に勧奨を行い、許可事務を行うことといたします。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。